

原子力発電所に係る情報連絡及びエネルギー対策の促進に関する覚書

関西広域連合を「甲」、関西電力株式会社を「乙」とし、原子力発電所の事故災害等に備えた関西地域の安全の確保のために必要な情報提供並びに長期的かつ低廉なエネルギー安定供給の確保、低炭素社会の実現に向けた取組を促進することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

(原子力発電所に関する情報提供)

- 第1条 乙は、原子力発電所の建設、運転、保守等に当たっては、関係諸法令を遵守し、原子力発電所の周辺の環境及び原子力発電所の建設、運転、保守等に従事する者の安全確保等のため万全の措置を講じる。
- 2 乙は、甲に対し、原子力発電所において次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合は、その旨を直ちに連絡する。
- (1) 地震、火災等により原子炉施設に非常事態が発生したとき
 - (2) 放射性物質によって、原子力発電所の周辺の環境に異常が発生したとき
 - (3) 非常用の炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
 - (4) その他上記に準ずる異常が発生したとき
- 3 前項の場合、甲からの要請があったときは、乙は、甲に対し、その原因、内容等について十分説明しなくてはならない。
- 4 前々項に定めるもののほか、乙が原子力発電所に関して報道機関に発表を行う場合は、甲に連絡する。
- 5 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- 第2条 乙は、発電時にCO₂を排出しない、環境負荷が少ない太陽光や風力などの利用拡大に向けた研究開発と導入促進の取組を積極的に進め、再生可能エネルギーの普及に努める。
- 2 乙は、国における原子力、再生可能エネルギー及び化石エネルギー等のエネルギーに関する政策も踏まえつつ、エネルギー源の多様化を図り、安定的なエネルギー供給の手段の確立を進める。
- 3 甲は、再生可能エネルギーの普及に向け、地域での導入促進方策の実施、国への働きかけ等に積極的に取り組む。
- 4 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(低炭素社会の構築)

第3条 乙は、甲の取組と連携して低炭素型のエネルギー提供システムの構築や商品・サービスの提供に積極的に取り組む。

2 甲は、限りあるエネルギーが社会全体で効率よく有効に利用されるよう、低炭素型の生活様式や社会システムの構築に向け、その対策や国に対する新たな制度設計、暮らし方の提案等に積極的に取り組む。

3 甲と乙は、定期的な情報共有の場を設け、互いの情報交換と連携を図る。

(その他)

第4条 本覚書に定める各事項について改定すべき事由が生じた場合には、甲又は乙のいずれからも本覚書の改定を申し出ることができる。この場合、当該改定の申出を受けた者は、誠意を持って協議に応じなければならない。

2 甲及び乙は、本覚書に定めがない事項又は本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、本覚書の趣旨にのっとり、誠意を持って協議し、決定するものとする。

平成 24 年 3 月 3 日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

乙 関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠